

令和5年7月31日

お客様各位

エイム電子株式会社

インボイス制度対応と適格請求書発行事業者登録番号についてのご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定です。同日以降は、税務署長に申請し登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入控除の要件となります。

つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご案内申し上げます。

適格請求書発行事業者登録番号 T6021001011400

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

また、弊社発行の請求書については、**令和5年9月10日以降発行分**より、インボイス制度へ対応した様式の「適格請求書」に変更予定です。

その他、振込手数料等に関しましては、従来通りの取扱いとさせていただきますので、よろしくお願い致します。

敬具

■本件に関する問い合わせ先：keiri@aim-ele.co.jp

(エイム電子株式会社 経理部)